

「日本・ベトナム経済連携協定(JVEPA)に署名」

～ベトナムは日本からの現在の輸入額の88%に当る品目の関税を10年間で無税に～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 CIBグループ

2008年12月25日、中曽根外務大臣とベトナムのホアン商工大臣は、日本・ベトナムの二国間経済連携協定に署名した。今後、両国内批准作業を経て2009年夏に発効する見込み。

本協定締結後、ベトナムは、日本からの現在の輸入額の88%に当る品目の関税を協定発効後10年間で無税にする。16年間で約93%の品目が無税になる。また、日本はベトナムからの輸入額の約95%に当る品目の関税を10年間で無税にする。両国合計では、往復貿易額の約92%の品目について協定発効後10年間で関税が撤廃される。

本協定による物品関税の引き下げ

1. ベトナム側の物品関税引き下げ

ベトナム側が関税を引き下げる主要な日本側の関心品目は以下の通り。なお、個別品目の関税引き下げスケジュールは次のサイトで確認できる。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/jyobun.htmlより、「附属書一、第十六条に関する表」を参照。)

【ベトナム側の市場アクセス改善】

(1) 鉱工業分野

分野	品目	現行関税率	交渉の結果
自動車部品	ギアボックス	10-20%	10年間で関税撤廃
	ボルト・ナット	5-20%	5年間(一部は10年間)で関税撤廃
	エンジン・エンジン部品	3-20%	10-15年間で関税撤廃
	ブレーキ	10%	10-15年間で関税撤廃
鉄鋼	熱延鋼板	0%	現行関税率で固定
	冷延鋼板	3-7%	15年間で関税撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5-12%	10年間で関税撤廃
電気電子	カラーテレビ	40%	8年間で関税撤廃
	フラットパネル、DVD部品	3%	2年間で関税撤廃
	デジタルカメラ	10%	4年間で関税撤廃

(2) 農林水産分野

品目	現行関税率	交渉の結果
切花	30%	協定発効時に関税撤廃
りんご	20%	10年間で関税撤廃
なし	25%	10年間で関税撤廃
みかん	30%	10年間で関税撤廃
太平洋さけ	30%	10年間で関税撤廃

(出所)外務省資料より三菱東京UFJ銀行 国際企画部 CIBグループ作成

2. 日本側の関税引き下げ

日本側が物品関税を引き下げる主要な品目でベトナム側が関心を持つ項目は以下の通り。

【日本側の市場アクセス改善】

(1) 鉱工業分野

ほぼすべての品目につき即時関税撤廃。

(2) 農林水産分野

分野	交渉の結果(カッコ内は現行関税率[一般特惠税率を含む])
農産品	・ドリアン(2.5%)、オクラ(3%)は即時関税撤廃
	・冷凍ほうれん草(6%)、ピーマン(3%)は5年で関税撤廃
	・スイートコーン(6%)、カレー調整品(3.6%)は7年間で関税撤廃
	・煎ったコーヒー(10%)、緑茶(17%)は15年間で関税撤廃
	・天然はちみつ(25.5%)は関税割当を設定(域内税率を12.8%とする。また、その枠については、1年目の100トンから毎年5トンずつ拡大し、11年目及びそれ以降は150トンとする。)
林産品	・(合板等をのぞく)林産品(0-6%)は、即時~10年で関税撤廃
水産品	・えび(1-2%)及びえび調製品(3.2-5.3%)は即時関税撤廃
	・冷凍たこ(5%)及び冷凍ちうお(3.5%)は5年間で関税撤廃

(出所)外務省資料より三菱東京UFJ銀行 国際企画部 CIBグループ作成

3. 原産地規則 (ROO: Rules of Origin)

日本・ベトナム経済連携協定の対象品目となるためには「完全生産品」、「原産材料のみから生産された産品」または、「実質的変更が行われた産品(例. 輸入材料を用い、日本で40%以上の付加価値が加えられた機械類等)」の基準を満たす必要がある。ASEANと他国とのFTAにおける原産地規則では「付加価値率40%以上」の基準が適用されるケースが多く、今回の原産地規則は、これと同等の水準である。

本レポートに関するお問い合わせ先: 国際企画部 CIBグループ 北村広明
E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

《 F T A 関連レポート 》

AREA Report 170 「ASEAN・インド・豪州におけるFTAの進行状況」 2008年6月18日

AREA Report 183 「中国・シンガポール二国間自由貿易協定(FTA)締結」 2008年10月31日

AREA Report 188 「シンガポール・湾岸諸国会議、自由貿易協定(FTA)締結」 2008年12月18日

※本レポートは情報の提供を目的に作成したもので、売買の勧誘(当行が提供する商品・サービスの勧誘)を目的としたものではありません。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。